

務	00	01	5 年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

警 務 第 7 3 号
(厚 生 、 通 指)
令 和 7 年 5 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

熱中症を生ずるおそれのある作業に従事する職員への注意喚起について
警察活動における暑熱対策については、「警察活動における暑熱対策の強化について」（令和7年5月21日付け警務第72号。以下「基本通達」という。）により、職場における熱中症対策が事業者に義務付けられることとなったことを踏まえ、その取組を強化するよう各所属長に対して指示がなされたところである。

そこで、各所属における熱中症リスクの判断に資するべく、環境省のホームページにおいて、暑さ指数がWBGT28度以上又は気温31度以上が予測された場合及び熱中症特別警戒情報又は熱中症警戒情報が発令された場合には、通信指令課において警察無線による注意喚起を行うとともに、執務時間にあっては厚生課から全所属にメール送信し注意喚起を行うこととした。

よって、各所属においては、通信指令課及び厚生課から発信される情報を参考に、基本通達に基づいた必要な措置をとり、職員の健康管理に万全を期されたい。

なお、本通達の制定に伴い、「熱中症特別警戒アラート等発令時における警察無線による注意喚起について」（令和6年6月27日付け警務第104号）は廃止する。

本件担当：警務課企画係